2. 事業の目的と概要

(1)上位目標

パルワン県チャリカ地区における主要な疾病(下痢等の水を介した疾患) および自然災害(地震)に対するコミュニティの脆弱性が克服されるための基盤が整備される

(2) 事業の必要性(背景)

(ア) 事業実施国における一般的なニーズ

20 年以上の内戦を経て 2001 年にタリバン政権の崩壊後、ピーク時には 500 万人以上のアフガニスタンへの帰還民が発生した。 2002 年に新政権が樹立されたものの、治安情勢はいまだ不安定である。

同国では、改善された衛生施設にアクセスできるのは国民の32%とな っており、都市部と地方では改善された給水施設にアクセスできる 人々の割合に格差がある。都市部では2015年の時点で78%の人々が改 善された給水施設にアクセスできるのに対し、地方部では 47%となっ ている(UNICEF & WHO 2015)。特に、内戦の激戦地であったパルワン 県では、国内外に避難民が多く発生し、国内の殆どの生活基盤や公衆 衛生・教育等にかかるインフラが著しく破壊された。多くの学校では 教室不足のため、子どもたちは私邸やテントを利用して授業を受けて おり、清潔な給水施設、衛生的なトイレや手洗い場が不足している。 このような状況に対し、弊団体は2010年から5か年事業で、パルワン 県1の58校を対象に約30万人に学校修復、給水・衛生施設整備等の支 援を行っているが、未だに支援は十分ではない²。アフガニスタンでは 現在 180 万人の人々に必要な水・衛生支援のうち 76%は子どもを対象に 支援すべきと言われている³ところ、全国で使用可能な給水・衛生施設 が不足している学校数は約 13,000 校の内、約 46%に上る4。対して、パ ルワン県公衆衛生局および教育局によると、帰還民や難民、その他の 流入が県都であるチャリカに集中していること5から、チャリカの学校 では、76%に給水施設、50%に衛生施設へのアクセスがない。さらに、 これらの人口流入に伴い、チャリカ地区では学校・生徒数が増加して

¹パルワン県の人口は66.45万人のため、おおよそ半数をこれまで支援していると言える。

 $^{^2}$ アフガニスタン国内 34 県のいずれかで活動するローカル NGO または国際 NGO は 1800 余りだが、そのうち、同県で活動するのはジェンを含む 33 団体に限られている。うち、水・衛生支援を行っているのはジェンのみである。

³ UNOCHA(2015年11月). 2016 Humanitarian Response Plan

⁽https://docs.unocha.org/sites/dms/Afghanistan/afg_2016_hrp_final_20160107.pdf)

⁴ ユニセフ(2012 年). Wash for School Children

⁽http://www.unicef.org/wash/schools/files/UNICEF_WASH_for_School_Children_South_Asia_Report.pdf)

⁵ 同県では小規模農地を有する農家の割合が高く(全国平均 9.56%に対して 21.65%)、農家 1 世帯あたりの農地の広さは 国平均のそれより狭い(国平均:1 世帯あたり 0.4 ヘクタール、パルワン県:同 0.25 ヘクタール)(Central Statistics Organization of Afghanistan. National Risk and Vulnerability Assessment 2011 - 2012 (Afghanistan Living Conditions Survey)(http://www.af.undp.org/content/dam/afghanistan/docs/MDGs/NRVA%20REPORT-rev-5%202013.pdf) ため、他に収入を得る手段をもたない人々が就業機会を求めてチャリカに移住している。このためチャリカの人口密度は高く(420.4 人以上/km²(Central Statistics Organization of Afghanistan. Parwan Province Socio-Demographic and Economic Survey Highlights)

おり、2013 年と 2016 年を比して 76 校から 88 校、約 63,000 人から約 7,3000 人となっている。2013 年時点で建物がない学校数は 19 校、衛生施設を欠く学校数は 49 校、2016 年時点では 24 校、51 校と、建物および衛生施設をもたない学校が増加している⁶。このことは、子どもたちの下痢疾患にも影響を与えていると考えられる。これに対して、学校の衛生施設の改善に加え、子ども達やその家族・コミュニティを対象とした啓発が必要である。

また、近年アフガニスタンでは地震等の自然災害が毎年のように頻発している。2014年の地滑りや2015年の地震ではそれぞれ1万人以上が影響を受けて、アフガニスタン各地で多大な被害を被った。同国政府は2005年に兵庫県で開催された国連防災世界会議にて採択された2005年から2015年までを対象とした国際的な防災の取り組み指針である「兵庫行動枠組」⁷に沿って防災・減災対応の強化を図ってきたが、2015年時点で「優先行動」の内、3つ目の「全てのレベルで防災文化を構築するため、知識、技術、教育を活用する」について学校教育への減災・災害対応にかかる知識・行動の盛り込みが遅れている⁸。そして、対応強化にはNGO等との連携が必要であると認識されている⁹。しかしながら、進捗は思わしくなく、中・長期的な防災・減災のためには、学校修復、給水・衛生施設整備等の支援のみならず、研修等を通じて防災・減災に関する知識・意識の改善を行う必要がある。

以上の背景により、パルワン県との協議に基づき、本事業は、給水・衛生施設を含む学校インフラ整備、生徒への衛生教育、コミュニティへの啓発、生徒およびコミュニティに対する防災・減災教育を通じて、パルワン県都市部コミュニティの草の根レベルでの脆弱性軽減・強靭性強化を図る。

(イ) 持続可能な開発目標(SDGs)の内容

本事業は、以下の点で、SDGs の内容(目標 6:ターゲット 6.1、6.2、6.4、目標 11:ターゲット 11.5)に沿っている。

- ・水・衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保:脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払いながら、トイレ・給水施設等へのアクセスを達成し、衛生教育を通して野外での排泄をなくすことに寄与する。
- ・防災・減災にかかる知識の強化:自然災害に脆弱な状況にある人々が自然災害とそれへの準備・対応に関する知識を深め、死者・被災者を減らすことに寄与する。

(ウ)外務省の国別援助方針

-

⁶ チャリカ地区教育局

⁷ UNISDR. Hyogo Framework for Action 2005-2015

⁽http://www.unisdr.org/2005/wcdr/intergover/official-doc/L-docs/Hyogo-framework-for-action-english.pdf)

^{*・}外務省. 国連防災世界会議 プログラム成果文書 「災害に強い国・コミュニティの構築: 兵庫行動枠組 2005-2015」 骨子(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kikan/kosshi.html)

[•] PreventionWeb (2015年2月18日). National progress report on the implementation of the Hyogo Framework for Action (2013-2015) (http://www.preventionweb.net/files/42575_AFG_NationalHFAprogress_2013-15.pdf)

⁹ PreventionWeb(2015年2月18日). National progress report on the implementation of the Hyogo Framework for Action(2013-2015)

本事業は、以下の点で、日本政府の対アフガニスタン国別援助方針の「援助の基本方針」(大目標)のうち「インフラ整備・人づくり」との柱、および「重点分野」(中目標)の「開発支援(持続的・自立的発展のための支援)」、および事業展開計画の「開発課題3-3(小目標)人材開発(教育及び保健・医療等の基礎生活分野)」のうち「万人のための教育プログラム」に合致する。

(エ) 申請事業内容(事業地・内容の経緯)

パルワン県最大の地区チャリカは、かつて中央政府への影響力も持っ た政治的勢力の強い地域であった。そのため、1996年にタリバンの地 区支配が始まって以来戦闘の最前線となり、地区内に居住していた少 なくとも 70%の人々が避難民となった。2001 年のタリバン政権崩壊後 からこれまでに、3万世帯以上が帰還し生活の再建を始めているが、国 際的な支援が限られている中で、復興のスピードは遅い。同地区の貧 困率に関し、政府による正式なデータは発表されていないが、経済省 によると、県の失業率は 2011-2012 年の調査で 10%と報告され、不完 全雇用率と併せると 64%の人々が十分な職につけておらず、貧困率は 23%である。これに基づき、チャリカ地区では 4 万人近くの人々が貧 困状態で生活していることが予想できるが、同地区では、人口の流入 に経済の成長が間に合わずに都市の貧困が深刻化しているため、更に 多くの人々が貧困状態にあり、その影響を受ける子どもの数が県内で 最も多いと、県関連機関との会議の中で述べられた。更に、地区人口 17 万人余りのうち、9 万人以上が一部地域に密集して生活しており、 人口密度の低い他地区に比べて感染症や自然災害発生時における脆弱 性の高さも懸念されている。

既存の生活者および毎年の移住者の多い同地区は、県政府からも事業実施への強い要望が挙げられている。これらのことから、チャリカ地区を本事業の支援実施地区とした。また、弊団体は今後のサポートを約束する県教育局と覚書を結び、教育局の監督の下、「学校運営委員会」(別添3「既存および形成される組織一覧」参照)が事業後に整備された学校施設の維持管理ができ、衛生教育、防災・減災教育が継続できるよう関係機関に働きかけを行うことで、持続発展性を確保する。また、裨益者の参画・オーナーシップを促し、学校施設維持管理の持続発展性につながるように、コミュニティによる本事業への貢献活動¹⁰を促進する。

インフラ整備を図る学校は施設が不全で人口密度が高い地区に所在する2校、衛生教育対象校は5校、防災・減災教育の対象校はインフラ整備を行う2校の内1校に3校を加えて計4校とする(別添1「対象校情報」を参照)。

(3) 事業内容

コンポーネント1:学校施設整備(対象:2校(生徒数1,476人))

(ア) 県教育局・学校・学校運営委員会への事前説明・調整 上記主要関係者に対する事業内容の説明を行い、合意を得、協力を要 請する。

¹⁰ コミュニティからはできる限り、学校施設の美化のために労働力や学校運営委員会に対する資金の提供、花・フルーツや木の実などの苗を学校に寄贈し、植えてもらうように促進する。

- (イ) 教室・トイレ・給水設備等の施設整備を行う業者の選定 BOQに基づいて3者(各校に対して1者ずつ)を選定する。
 - (ウ) 施設整備

業者による工事。ジェン職員(建築技師)が進捗を確認する。

(エ) 水質検査

工事後の水質検査をジェンが行う。必要あらば公衆衛生局の協力を得る。

(オ) 学校運営委員会等に対する「施設維持管理研修」(別添 2「研修・ 教育一覧」)

学校運営委員会が自立的に施設の維持管理を行えるよう 20 人 (10 人/校 x2 校) の委員に対して研修を実施する。

<u>コンポーネント 2: 衛生教育(対象:5 校(生徒数3,600人)および生徒</u>が居住するコミュニティ(3,000世帯))

- (カ) 県教育局・学校・学校運営委員会への事前説明・調整 上記主要関係者に対する事業内容の説明を行い、合意を得、協力を要 請する。
- (キ) 研修講師への事前研修

学校教師に研修を行うパルワン県教育局の6人の講師に対して1日間の「事前研修」(別添2「研修・教育一覧」参照)を実施する。

(ク) 学校教師への研修 (ToT)

133人の学校教師に対して上記の6人の講師による3日間の研修(別添2「研修・教育一覧」参照)を実施する。

(ケ) 学校運営委員会メンバーへの研修

学校および生徒の衛生維持・向上に学校運営委員会が主体的な役割を果たせるよう、50人(10人/校 x5 校)のメンバーに対して2日間の研修(別添2「研修・教育一覧」参照)を実施する。

- (コ) ジェンによる生徒に対する事前 KAP 調査 サンプルとして各校につき 10 人(計:10 人/校 x5 校=50 人) の生徒に対して衛生に関する知識・態度・行動を測定する。
- (サ) ジェンによる生徒の家族に対する事前戸別訪問調査 サンプルとして各校につき生徒の5家族(計:5家族/校5校=25家族) に対して衛生に関する知識・態度・行動を測定する。
- (シ) 学校衛生管理委員会・衛生教育モニタリングチームの結成 (別添3「既存および形成される組織一覧」参照)

学校運営委員会を中心に「学校衛生管理委員会」を形成し、同委員会 とジェンが共同して「衛生教育モニタリングチーム」を結成する。

- (ス) 学校運営委員会・教師・生徒への衛生キットの提供 衛生教育を具体的・効果的にするために石鹸等の衛生キットを学校運 営委員会・教師・生徒に配布する。
- (セ) 教師による生徒への衛生教育
- 3,600 人の生徒に対して「6ヶ月間の衛生教育」(別添 2「研修・教育一覧」参照)を実施する。
- (ソ) 啓発(映像上映・世界手洗いの日イベント)
- 10月15日の世界手洗いの日に合わせて対象5校が啓発を行うことを支援する。また、広くコミュニティに対して啓発として巡回映画上映を 実施する(5校×5回)(別添2「研修・教育一覧」参照)。

(タ) 衛生教育のモニタリング

衛生教育モニタリングチームが衛生教育実施期間中3回、モニタリングを行い、教師の教育方法・生徒の理解度向上等を評価し、関係者と改善について協議する。

(チ) ジェンによる生徒に対する事後 KAP 調査

事前 KAP 調査対象の生徒に対して衛生教育実施後の知識・態度・行動の変化を測定する。

- (ツ) ジェンによる生徒の家族に対する事後戸別訪問調査 事前戸別訪問調査対象の家族に対して衛生教育実施後の生徒や啓発に よる影響としての知識・態度・行動の変化を測定する。
- (テ) 学校運営委員会に対する衛生教育継続のための研修 学校および生徒の衛生維持・向上に学校運営委員会が主体的な役割を 果たせるよう、衛生教育終了後の3日間のフォローアップ研修を実施 する。この際に学校衛生管理委員会と方針・計画策定のための会合も 行う。(別添2「研修・教育一覧」参照)
- (ト) コンポーネント1対象校との協議・モニタリング

コンポーネント1対象校に対しては過去に衛生教育が実施されている ため、これらの学校を主体とした同教育の継続・生徒の衛生習慣改善 のための取り組みを支援すべく、学校運営委員会および学校衛生管理 委員会の活動のモニタリングや協議を行う。

<u>コンポーネント3: 防災・減災教育(対象:4 校(生徒数3,708人)および生徒が居住するコミュテニィ(3,000世帯)</u>

- (ナ) 県教育局・学校・学校運営委員会への事前説明・調整 上記主要関係者に対する事業内容の説明を行い、合意を得、協力を要 請する。
 - (二) 研修講師への事前研修

学校教師に研修を行う国家災害対策本部 2 人・災害対策局 6 人の計 8 人の講師に対して 2 日間の「事前研修」(別添 2「研修・教育一覧」参照)を実施する。

- (ヌ) 学校教師への研修(ToT)(別添2「研修・教育一覧」参照) 学校教師に対して上記6人の講師による3日間の研修を実施する。
- (ネ) 学校運営委員会メンバーへの研修

防災・減災態勢の維持・向上に学校運営委員会が主体的な役割を果たせるよう、40人(10人/校 x4 校)のメンバーに対して2日間の研修(別添2「研修・教育一覧」参照)を実施する。

- (ノ) ジェンによる生徒に対する事前 KAP 調査
- サンプルとして各校につき 10 人(計:10 人/校 x4 校=40 人)の生徒に対して防災・減災に関する知識・態度・行動を測定する。
 - (ハ) 防災・減災委員会、防災・減災教育モニタリングチームの結成 (別添3「既存および形成される組織一覧」参照)

学校運営委員会を中心に「防災・減災委員会」を形成し、同委員会と ジェンが共同して「防災・減災教育モニタリングチーム」を結成する。

- (ヒ) 生徒への防災・減災教育
- 3,708 人の生徒に対して教師による「6ヶ月間の防災・減災教育」(別 添 2「研修・教育一覧」参照) を実施する。
- (フ) 防災・減災教育のモニタリング

防災・減災教育モニタリングチームが防災・減災教育実施期間中3回、 モニタリングを行い、教師の教育方法・生徒の理解度向上等を評価し、 関係者と改善について協議する。

(へ) コミュニティ住民への防災・減災教育

国家災害対策本部・災害対策局の6人の講師が世帯の代表として600人(50人 x12 グループ)の女性を対象に3日間の説明を行う。(別添2「研修・教育一覧」参照)

(ホ) 教員による避難訓練実施

ジェンが災害発生時対応プランを作成し、国家災害対策本部および災害対策局を講師として対象校において計8回(2回/校 x4 校)の避難訓練を実施する。いざ地震が発生した際には教職員は役割分担を全うし、子ども達は落ち着いて避難できるよう訓練する。この訓練は事業終了後、学校運営委員会と防災・減災委員会が継続実施し、県教育局がこれを監督・フォローする。また、巡回映画上映対象校生徒やコミュニティ住民に対して映画上映を行い、防災・減災にかかる理解を深めてもらう(3回×4 校)。

(マ) ジェンによる生徒に対する事後 KAP 調査

事前 KAP 調査対象の生徒に対して防災・減災教育実施後の知識・態度・ 行動の変化を測定する。

(ミ) 学校運営委員会に対する防災・減災教育継続のための研修 防災・減災態勢の維持・向上に学校運営委員会が主体的な役割を果た せるよう、防災・減災教育終了後の3日間のフォローアップ研修を実 施する(別添2「研修・教育一覧」参照)。

(メ) コンポーネント 1 対象校との協議・モニタリング

コンポーネント1対象校のうち Sewad Hayati Middle School に対しては過去に防災・減災教育が実施されているため、同校を主体とした同教育の継続、生徒の知識・対応能力向上のための取り組みを支援すべく、学校運営委員会および防災・減災委員会の活動のモニタリングや協議を行う。

(モ) 防災・減災行動計画策定

各校の学校運営委員会、防災・減災委員会によって計画が策定されるよう支援する。

(4) 持続発展性

本事業では、コンポーネント 1 の給水・衛生施設整備および学校施設整備支援とコンポーネント 2 の衛生教育支援を並行して行うことによって、より効果的な子どもの健康状態の改善を図る。過去の緊急支援事業後のモニタリングや公衆衛生局のデータによると、パルワン県内の人々の衛生習慣が改善し、下痢の罹患率が減少しており、ジェンの活動も一定程度の貢献をもたらしていると思料する。子どもから家庭、家庭からコミュニティへの事業効果の波及効果の高さを活かし、本事業では、衛生分野のみに限らない総合的なコミュニティの強靭性構築のアプローチとして、コンポーネント3の防災・減災教育も行う。

事業終了後に事業成果や活動が維持・継続されていくことを目指し、整備された学校施設が学校関係者自身により継続的に管理・運営され、衛生教育や防災・減災教育が継続されるよう、学校と関係機関の関係構築および体制づくりを支援する。そのため、本事業では以下のプロセスに重点を置く。

【教育局による給水・衛生施設、学校施設の維持管理の引き継ぎ】

まず、給水・衛生施設の整備、学校施設の建設後はパルワン県の教育局に正式に引き渡しを行う。そして教育局の監督の下、学校運営委員会が学校施設の維持管理を十全に行えるように弊団体は同委員会・教育局・国家災害対策本部およびコミュニティリーダーと定期会合をもつ。

【学校運営委員会による衛生教育と防災・減災教育の継続実施】

また、衛生教育と防災・減災教育では、学校運営委員会が生徒の衛生状況や防災観点を含めた校舎の施設点検等を行い、生徒たちの正しい衛生習慣と安全な環境の確保と、万が一の災害に備えた防災・減災意識定着のための継続的な指導を行う。学校運営委員会は教育局に報告を行い、教育局は報告を確認し、必要に応じてモニタリングや助言を行う仕組みが、前プログラムにて既に確立している。

事業の終了間際には、弊団体が各学校の学校運営委員会へそれぞれ1回のフォローアップ研修を実施し、本事業期間の活動を振り返り、事業終了後も衛生知識および防災・減災意識の普及・定着のため、継続することの重要性や来年度の計画について、話し合いの場を設ける。

そして、事業終了後には学校運営委員会の活動のモニタリングとフォローアップを教育局と弊団体が共同で行う。具体的には授業参観や聞き取りを実施する。結果は学校運営委員会と共有し、改善点を提案・助言する。教育局は、過去の緊急事業においてジェン指導のもと複数年にわたり県内各地区の学校運営委員会と関係を構築しながら、モニタリングやフォローアップを行っている。

これらの活動に加え、受益者の参画・オーナーシップを促し、学校、コミュニティの持続発展性につながるように、コミュニティによる本事業への貢献活動を促進している。コミュニティからはできる限り、労働力や学校運営委員会に対する資金の提供、花・フルーツや木の実などの苗を学校に寄贈し、植えてもらうようにしている。

(5)期待される成果と成果を測る指標

<u>コンポーネント 1: 学校施設整備</u> (直接裨益対象校: 2 校/生徒数 1, 476人)

成果1:対象校主体の整備された施設の維持管理体制の基盤が構築される。

指標 1: 施設維持管理フォローアップ研修において学校衛生管理委員会 の全裨益参加者数の 70%以上が 7 割以上の正しい理解度を示す

確認方法 1: 半数の参加者 (5 人/校 x2 校=10 人) に対する聞き取りテスト

数値変化 1:参加者の 70%未満が 7割以上の正しい理解度を示す→参加者の 70%以上が正しい理解度を示す

成果2:対象2校の衛生環境が整備される

指標 2:対象 2校に安全な水(スフィア基準に基づき NTU

(nephelolometric turbidity units:ネフェロ分析濁度ユニッ

ト))が5未満の状態で供給される

確認方法 2: 水質検査

数値変化 2:安全な水が自前で供給されていない→NTU5 未満の水が供

給される

<u>コンポーネント 2: 衛生教育</u> (直接裨益対象校:5 校/生徒数 3,600 人および直接裨益世帯数:3,000 世帯)

成果1:対象生徒の衛生に関する知識・意識・行動が改善する

指標 1:対象生徒の 90%の知識・意識・行動レベルに関する点数が「高位」(80点以上)、10%のそれが「中位」(50点以上)となる

確認方法 1: 衛生教育前後の KAP 調査 (サンプル抽出: 10 人/校 x5 校

数値変化 1: 衛生教育前の KAP 調査において知識・意識・行動レベルが 「低位」(50 点未満) と位置付けられた生徒が衛生教育後 の同調査においては「高位」(80 点以上) ないし「中位」 (50 点以上) の範疇に移行する

成果2:対象生徒の家族の衛生に関する知識・意識・行動が改善する

指標 2:対象家族の 70%の知識・意識・行動が改善する

確認方法 2: 衛生教育前後の戸別訪問調査 (サンプル抽出:5 家族/校x5 校=25 家族)

数値変化 2:正しい衛生知識・意識・行動を取る家族の割合が 70%に増加

<u>コンポーネント 3: 防災・減災教育</u> (直接裨益対象校: 4 校/生徒数 3, 708 人および直接裨益世帯数: 3, 000 世帯)

成果1:対象生徒の防災・減災に関する知識・意識が改善する

指標 1:対象生徒の 90%の知識・意識レベルに関する点数が「高位」(80 点以上)、10%のそれが「中位」(50 点以上) となる

確認方法 1: 防災・減災教育前後の調査(サンプル抽出: 10 人/校 x4 校=40 人)

数値変化 1: 防災・減災教育前の調査において知識・意識レベルが「低位」(50 点未満)と位置付けられた生徒が防災・減災教育後の同調査においては「高位」(80 点以上)ないし「中位」(50 点以上)の範疇に移行する

成果 2: 対象コミュニティ住民の防災・減災に関する知識・意識が改善する

指標 2:対象コミュニティ住民の 70%の知識・意識に改善が見られる 確認方法 2:防災・減災教育前後の聞き取り調査 (1 グループにつき 2 人ずつに対して:2x12=24 人)

数値変化 2: 防災・減災教育後、対象コミュニティ住民の 70%以上に関連項目にかかる理解の深化が見られる